

条項	内容	条文	実施状況（案）	課題・今後の方針	評価
第1条	(目的)	この条例は、市議会及び議員の役割と責任を果たすための基本事項を定めて、市民に開かれた議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とします。	—	—	—
第2条	(基本理念)	市議会は、本市において市民を代表する唯一の議事機関として、市民の意思を踏まえた徹底的な議論を尽くすことにより、地方自治の本旨の実現を目指します。	—	—	—
第3条	(市議会の活動原則)	市議会は、継続して議会改革に取り組むとともに、次に掲げる原則に基づいて積極的に活動します。	—	—	—
		(1) 充実した調査活動に基づき、審議及び討論を行います。	【調査活動に基づく審議及び討論】 議案審査 ●●件 討論 ●●件		
		(2) 議会活動に関し、市民に対して積極的な情報提供に取り組むとともに、説明責任を果たします。	議会だより 年●●件 タウンミーティング 年●●件		
		(3) 市民に分かりやすい議会運営を行います。			
第4条	(議員の活動原則)	議員は、議会活動を優先し、次に掲げる原則に基づいて積極的に活動します。	—	—	—
		(1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。	【議員個人活動】 市民の意見を的確に把握するために行った行動。 例) ●●議員 市民の意見を把握するため○○に参加 ●●件		
		(2) 必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言に反映します。	【議員個人活動】 政策立案及び政策提言に反映するために行った行動。 例) ●●議員 ○○に参加 ▲▲に反映		
		(3) 自らの資質の向上に努めます。	【議員個人活動】 資質向上ために行った行動。 例) ●●議員 ○○研修会に参加		
		(4) 自らの活動を市民に分かりやすく説明します。	【議員個人活動】 市民に分かりやすく説明するために行った行動。 例) ●●議員 ○○を実施		
第5条	(会派)	会派は、同一の政策理念にのっとり活動する議員で構成し、活動します。	【会派】 同一の政策理念にのっとり会派（藤新会・藤のまち未来・日本共産党・公明党）を形成。		
		2 会派は、所属の議員の活動を支援するとともに、議会運営、政策立案等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めます。	【調査研究活動】 藤新会…………… 藤のまち未来…… 日本共産党……… 公明党……………		
第6条	(通年議会)	議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とします。	—	—	—
		2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行います。	【所管事務調査】 総務委員会 健康福祉教育委員会 建設経済環境委員会		
		3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定めます。	—	—	—

条項	内容	条文	実施状況(案)	課題・今後の方針	評価
第7条	(市民参加及び市民との連携)	市議会は、市民との協働による開かれた議会の実現に向けて、次に掲げることを行います。	—	—	—
		(1) 市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用します。	公聴会 ●●件 参考人制度 ●●件		
		(2) 請願及び陳情の審査にあたっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けます。	請願者又は陳情者の意見を聴く機会 ●●件		
		(3) 基本的な政策等の立案にあたり、パブリックコメントその他の意見公募手続きを活用します。	パブリックコメント ●●件 その他の意見公募手続き ●●件		
第8条	(広聴活動の充実)	市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、定期的に議会報告会等の場を設けます。	議会報告会 ●●件 その他(意見交換会の実施) ●●件		
第9条	(広報活動の充実)	市議会は、市民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報活動を充実します。	議会だより 年●●件(再掲) タウンミーティング 年●●件(再掲) その他(●●) ●●件		
		2 市議会は、議案に対する議員の賛否及び議決内容について定期的に公表します。	議会だより 年●●件		
第10条	(会議等の公開)	市議会は、市議会の本会議、委員会のほか議案の審査及び議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を原則として公開します。	本会議、委員会公開		
		2 市議会は、議会活動に関する資料を原則として公開します。	本会議場での資料配布		
第11条	(市議会及び議員と市長等との関係)	市議会及び議員並びに市長その他執行機関の長及びその職員(以下「市長等」という。)は、本会議又は委員会における的確かつ活発な議論を展開するため、次に掲げることを行います。	—	—	—
		(1) 一般質問は、市民に分かりやすいものとなるよう、再質問以降を一問一答方式で行います。	一問一答で実施。		
		(2) 市長等は、本会議又は委員会において、議員の質問又は質疑に対して反問することができます。	実績なし		
		(3) 議員は、議長を経由して市長等に対して文書による質問をすることができます。この場合において、議長は、市長等に文書による回答を求めます。	文書質問実施件数 ●●件		
		(4) 市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができます。	資料提供件数 ●●件		
第12条	(政策形成情報の明示)	市議会は、市長が市政の重要な政策又は計画に関する事件(以下「政策等」という。)について議決を求めようとするときは、次に掲げる事項を説明する資料の提出を求めます。	—	—	—
		(1) 政策等の提案に至るまでの経緯及び理由	資料提供依頼件数 ●●件		
		(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討	資料提供依頼件数 ●●件		
		(3) 市民参画の実施の有無とその内容	資料提供依頼件数 ●●件		
		(4) 総合計画との整合性	資料提供依頼件数 ●●件		
		(5) 政策等の実施に要する経費(将来にわたる負担を含む。)及びその財源	資料提供依頼件数 ●●件		

条項	内容	条文	実施状況（案）	課題・今後の方針	評価
第13条	(議決権の拡充)	市議会は、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される次に掲げる計画等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づいて議決権を行使します。	—	—	—
		(1) 総合計画の基本構想	案件 有無 及び 議決権の行使結果		
		(2) 市民憲章の制定又は改廃	案件 有無 及び 議決権の行使結果		
		(3) 各種宣言の制定又は改廃	案件 有無 及び 議決権の行使結果		
		(4) 姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃	案件 有無 及び 議決権の行使結果		
		2 市議会は、前項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、議決事項として追加することができます。	案件 有無 及び 議決権の行使結果		
第14条	(議員間の自由討議)	議員は、市議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互の自由討議に努め、議論を尽くします。	自由討議について、実施		
第15条	(議会運営)	市議会は、公正性を確保し、かつ、透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた議会運営を行います。	本会議のライブ配信		
第16条	(委員会活動)	委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営します。	委員協議会の開催 総務委員会 ●●件 委員協議会 ●●件 健康福祉教育委員会●●件 委員協議会 ●●件 建設経済環境委員会●●件 委員協議会 ●●件 議会改革特別委員会 ●●件 広報広聴委員会 ●●件		
		2 委員会は、特定の地域の住民に関係が深い議案、陳情等であって、当該地域の住民の関心の高いものについて審査するとき、その他必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができます。	案計 有無 及び 当該地域での委員会の開催状況		
第17条	(政務活動費の執行及び公開)	市議会は、藤枝市議会の政務活動費の交付に関する条例（平成13年藤枝市条例第12号）を遵守し、公開及び透明性を確保します。	公開の有無		
第18条	(議会の機能の強化)	市議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価機能並びに政策立案及び政策提言に関する機能の強化に努めます。	代表質問 ●回 一般質問 ●回		
		2 市議会は、議員の資質の向上を図るため、研修の充実を図ります。	議員研修会の開催 その他外部研修会への参加		
第19条	(議会改革の推進)	市議会は、議会改革を推進するとともに、市議会の活性化を図るため、議長が必要と認めるときは、議会改革に関する特別委員会等を、必要に応じ設置することができます。	議会改革特別委員会の設置状況		
第20条	(議会事務局等)	市議会は、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めます。	—	—	—
		2 市議会は、議会図書室の充実に努めます。	充実の取り組み		
第21条	(調査機関の設置)	市議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。	重要案件の有無 及び 設置件数		
		2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	—	—	—
第22条	(議員の政治倫理)	議員は、市民からの負託に応える責務を認識し、その良心と信念に基づいて自らを律し、行動します。	藤枝市議会議員の政治倫理要綱 平成6年5月1日 藤枝市議会告示第1号		
第23条	(他の条例との関係)	この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとします。	案計 有無 及び 整合実施の有無		
第24条	(見直し手続)	市議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行います。	検証		